

まぐわ環境だより

令和3年8月発行：環境推進課

狂犬病予防注射はお済みですか？

犬の所有者は、生後 91 日以上飼育した犬に狂犬病予防注射を毎年 1 回受けさせなければなりません。

お済みでない人は、次の手順で注射などの手続きを済ませてください。

※犬を新たに飼う場合や、飼育犬の死亡、飼育主の変更などがある場合は届出が必要です。



1. 動物病院で注射を受け、狂犬病予防注射済証を受け取ってください。
2. 狂犬病予防注射済証と手数料(1 頭あたり 550 円)を持参のうえ、菊川市役所環境推進課もしくは菊川市役所小笠支所小笠市民課にお越しください。狂犬病予防注射済票を交付します。

※下記動物病院では、その場で狂犬病予防注射済票が交付されるため、来庁不要になります。

動物病院名	住 所	電 話
沖田動物病院	菊川市半済 1020-2	0537-35-5491
さかの動物病院	菊川市上平川 1320-2	0537-73-7177
りょう動物クリニック	菊川市加茂 5995	0537-36-5589
こいずみ動物病院	掛川市杉谷 2-11-1	0537-24-1492
掛川動物病院	掛川市宮脇 1-2-47	0537-22-5393
ひろ獣医科病院	掛川市葛川 889-9	0537-22-8030
ムー動物病院	掛川市下俣 1193	0537-62-6226
シンバ動物病院	掛川市富部 650-7	0537-64-3101
アン動物クリニック	掛川市成滝 642-3	0537-21-3310
浜岡動物病院	御前崎市池新田 3955-1	0537-86-2071
エレファント動物病院	御前崎市池新田 6018-1	0537-85-8282

※事前に動物病院へお問い合わせください。



「のら猫」について

菊川市では現在、のら猫に関する相談が多数寄せられています。



「のら猫が、いつも庭にフンをしていく。」
「のら猫を他の場所に連れて行ってほしい。」
「市や保健所で処分してくれないか。」

といった要望も寄せられます。

しかし、猫は愛護動物として「動物の愛護及び管理に関する法律」によって守られており、市などで処分や捕獲することもできません。

ただ、のら猫をそのままにしておくと、爆発的な勢いで増え、「猫が好きな人」と「猫が嫌いな人」のトラブルにつながる可能性があります。

のら猫への無責任なエサやりは迷惑です

のら猫がかわいそうという思いからのエサやりでも、ルールを守らないとトラブルの原因となります。のら猫にエサを与えることで、周囲の方々や猫自身からも「飼い主」として見られます。のら猫にエサを与える場合でも、最低限次のルールを守ってください。

・エサの置きっ放しはやめましょう

カラスやハエ等が集まってしまいます。食べ残しはきちんと片付けてください。

・フン等の掃除をしましょう

周辺美化に努めてください。決められた場所に猫用のトイレを用意しましょう。

・不妊・去勢手術をしましょう

猫は繁殖力の強い動物です。不幸な猫を増やさないよう、不妊・去勢手術をしましょう。

のら猫から被害を受けない対策

・忌避剤の利用

ハーブ類を植える、塩素系消毒薬を100倍に水で薄めてまき、空き缶等に入れて通路などに置く。

・侵入防止用の器具等の利用

ごみをあさらないようにごみに網をかける。
水を嫌うので、ホースでたっぷり水を撒く。

市販の忌避剤

ねこよけシート(庭や花壇、入られては困る場所に)
センサー超音波

菊川市では、
のら猫の不妊・去勢
手術費の補助をし
ているにゃ～



問合せ：環境政策係

電話：0537-35-0916

FAX：0537-35-0981